

栃木県後期高齢者医療広域連合長寿・健康増進推進交付金交付要綱

平成30年10月12日
告示第26号

改正 令和2年6月5日 告示第16号

(趣旨)

第1条 この要綱は、栃木県後期高齢者医療広域連合長寿・健康増進推進交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 交付金は、市町が実施する高齢者の健康づくりを推進する事業等に対して、栃木県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が、国の特別調整交付金を活用し、その取組を支援することにより、高齢者の特性を踏まえた多様な事業の実施を推進し、高齢者の健康の保持増進及び生活の質の維持向上を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 交付金の交付の対象は、市町が行う次に掲げる事業のうち広域連合長が別に定めるものに要する経費とする。

(1) 高齢者の健康づくりを推進する事業

- ア 健康診査等事業（人間ドック等に係る事業を含む。）
- イ フレイル対策事業
- ウ 重症化予防事業
- エ その他高齢者の健康増進のため必要と認められる事業

(2) 国が特別調整交付金の交付対象とする事業

2 前項に掲げる事業のほか、広域連合長が必要と認めた事業に係る経費を交付の対象とする。

(交付額)

第4条 交付金の交付額は、広域連合長が定める基準により算出し、予算の範囲内で決定した額とする。

(交付の条件)

第5条 広域連合長は、交付金の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項につき

条件を付するものとする。

- (1) 事業内容を変更する場合は、広域連合長の承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合は、広域連合長の承認を受けること。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、広域連合長が別に定める期間を経過するまで、広域連合長の承認を受けることなく、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。

（申請手続）

第6条 市町の長は、交付金の交付を申請するときは、交付申請書に関係書類を添えて、広域連合長が定める期日までに広域連合長に提出して行うものとする。

（変更申請手続）

第7条 市町の長は、交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合は、変更交付申請書に関係書類を添えて、広域連合長が定める期日までに広域連合長に提出して行うものとする。

（交付決定）

第8条 広域連合長は、市町の長から交付申請又は変更交付申請を受けたときは、速やかに交付の決定（変更の決定を含む。）を行うものとする。

（交付決定の通知）

第9条 広域連合長は、前条の規定により交付の決定をしたときは、交付決定通知書により速やかに交付決定の通知を、市町の長に対して行うものとする。

（実績報告）

第10条 市町の長は、当該年度の事業が完了したとき、又は第5条第2号の規定により事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、実績報告書に関係書類を添えて、広域連合長が定める期日までに広域連合長に提出するものとする。

（交付金の額の確定）

第11条 広域連合長は、前条に規定する事業の実績報告を受け、当該事業が交付決定内容又はこれに付した条件等に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、

交付額確定通知書により市町の長に通知するものとする。

(交付金の交付の請求)

第12条 前条の規定により通知を受けた市町の長が交付金の交付を受けようとするときは、遅延なく交付金交付請求書を広域連合長に提出しなければならない。

(交付金の返還)

第13条 広域連合長は、交付金の交付を受けた市町が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付した交付金を返還させることができる。

- (1) 提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) その他、広域連合長が相当の理由があると認めたとき。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、平成30年度分の交付金から適用する。
(栃木県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度特別対策補助金交付要綱の廃止)
- 2 栃木県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度特別対策補助金交付要綱（平成21年栃木県後期高齢者医療広域連合告示第11号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 平成29年度分までの後期高齢者医療制度特別対策補助金の交付については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和2年告示第16号）

この要綱は、告示の日から施行し、令和2年度分の交付金から適用する。